

別表六(十一)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十一) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業	種 目	2						
資 産 区 分	種 類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細 目	5						
	取 得 年 月 日	6	平	・	平	・	平	
	事業の用に供した年月日	7	平	・	平	・	平	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額(8)-(9)	10						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
当 期 繰 越 分	取得価額の合計額(10の合計)	11		円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額(15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る税額控除限度額(11)-(12)× $\frac{15}{100}$ +(12)× $\frac{8}{100}$	12				繰越税額控除限度超過額(25の計)	20	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13				同上のうち当期繰越税額控除可能額(19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	当期税額基準額(14)× $\frac{20}{100}$	14				調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑨」)	22	
	当期税額控除可能額(13)と(15)のうち少ない金額)	15				当期繰越税額控除額(21)-(22)	23	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑩」)	16				法人税額の特別控除額(18)+(23)	24	
	当期税額控除額(16)-(17)	17						
		18						
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25		円	当期控除可能額	26		円
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
計					(21)			
当 期 分	(13)				(16)			外
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

P25参照

別表六(十一)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 1 号」)	第42条の 9 第 1 項第 1 号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 2 号」)	第42条の 9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 3 号」)	第42条の 9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 4 号」)	第42条の 9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 5 号」)	第42条の 9 第 1 項第 5 号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除	「第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号ま で)」、「平成26年旧措置法第 42条の 9 第 2 項(同条第 1 項 第 1 号から第 5 号まで)」又 は「平成24年旧措置法第42条 の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」欄の金額